

# 障害児入所支援に関する御意見等

一般社団法人  
全国児童発達支援協議会  
(CDS-Japan)



1. 設立年月日:平成21年7月1日

2. 活動目的及び主な活動内容

(1) 活動目的・内容

- 成長・発達が気になる子どもとその家族への発達支援活動
- その質的向上・発展と関係者の相互連携・交流
- 乳幼児期・学齢期の成長・発達上の諸課題への支援に関する調査及び研究
- 施設・事業所の運営に関する調査・研究
- 政策提言(こども・家庭・現場の立場から)
- 被災地支援(共助活動) など

(2) 活動実績

- こども家庭庁、厚生労働省関連の部会・検討会等への参画(在り方検討会、ガイドライン策定等)
- 全国研修会(管理者等研修会と職員研修会)、ブロックごとの研修の企画・開催、委員会による活動

3. 会員数等:障害児通所支援事業等554団体(2025年6月時点): 全国7ブロック

# 障害児入所支援に関する御意見等

## 1. 利用児童の状態像を踏まえた、障害児入所施設での暮らしについて

- 生活の場と分けた体験・人との出会いの場・居場所の確保することが重要である。障害児通所支援を利用できるようにすべき。
- 入所前に活用してきた地域での支援を継続する(人、場所、時間)ため。家族支援も同様。地域に戻っていくことを想定するなら重要である。
- 障害児入所施設を運営する法人が、児童発達支援や放課後等デイサービスも運営している場合、法人判断で障害児入所支援を利用している児童を児童発達や放デイの場につれていき、在宅のこどもたちと生活したり、発達支援を受けていたりする場合がある(入所施設の日中の職員体制が不十分、もしくは、同年代のこどもが少ない、支援の効率化などの背景も)。生活の場と支援の場を分ける、もしくは施設以外の地域に第三の居場所があることは心理的発達においても重要。里親や児童養護施設のこどもたちは、障害児通所支援を利用できる。
- セーフティーネットの役割は大きい。ケアニーズの高い児童にも対応できる、社会的養護並みの職員(専門性)の体制を希望する。
- 家族との宿泊支援など、家族と共に子育てを支える+外部支援者も巻き込みながら短期入所機能の明確で柔軟な環境を位置づける。

## 2. 利用児童の状態像に応じた施設類型の在り方について

- 障害児のみのグループホームは賛成。隔離されたイメージのままの施設から身近な場所と利用のハードルやバリアの軽減につながる。
- ただし、社会的養護には地域小規模、ファミリーホームがあり、すでに障害児も利用している。インクルージョン推進の観点から障害児のみのグループホームの創設することは要検討。既存の枠組みで障害のあるこどもを手厚く支援できる仕組みを考えてはどうか。
- 障害児のサテライト型住居は、定員内でサテライト型を利用する仕組みがあり利用が進まない状況。障害があるこどものグループホームが制度化されれば退所時の成人グループホームへの移行や一人暮らしをするための準備期間となることも期待される。

## 3. 障害児入所施設を利用する児童の家族への支援について

- 家庭に帰らなくても施設に入所しながら家族としての関わりがもてるようにしていくような家族支援が欲しい。入所施設を家族の機能を維持し回復するためにうまく利用して、家族との時間を家族が負担感を抱えずに持ち続けられるように支援できること。長期に家族と離れると、子どもの身体が大きく成長していることで介助が大変になり負担感が増してしまうことも多い。入所から家庭に復帰するためにこの間をつなぐ支援が必要になる。
- 長期に入所している子どもを家庭に迎えることに対する負担感抵抗感などを理解しつつ、環境調整、その後のフォローができるような人員配置や報酬がきちんと設定されてほしい。
- 入所利用することで、こどもが戻れる場が奪われる、戻らなくてもよいという家族の意識の変化にどれだけ対応できるか。多様な家族をアセスメントできるチーム・家族ひとり一人の声を聴く場・家族と一緒に暮らし方や対応を伴走しながら進めるチーム・他家族とのつながり(共有体験)を、丁寧に進められる仕組みは検討していただきたい。入所したことで、地域と分断されないように。
- 入所前に地域の支援とつながっていた場合には、通所支援や相談支援と協働で家族支援できる仕組みが必要。通所支援が入所後も家族支援ができるような仕組みも必要。家族関係再構築などの支援知識と技術は施設入所だけでなく、通所支援とともに学んでいくことが必要。役割分担などマネジメントが必要。
- 家族で一時的に入所を利用し、家族も休息が得られ、成長に応じた生活の工夫を各専門家に相談でき、家族全体で支援を受けられる仕組みが必要。
- 家族関係を支え、程よい距離感と介入を通じた伴走・調整する機能は今後さらに必要となっていくと考える。その役割を果たせる体制の整備は必要。

# 障害児入所支援に関する御意見等

## 4. 障害児入所施設が果たすべき地域支援機能について

- 入所は家族として暮らす場かつ専門性ある場所であるのに対し、通所は家族とは違う環境の中で体験や多様な人・仲間との出会いや関りを広げるもう一つの居場所と整理できる。その観点からは入所では家族の多様な暮らし方の実践が行われていく場と考えていけないのではないか。短期入所や具体的な過ごし方、関わり方を実験的にチームで学び合い我が家流の子育てを試行錯誤する。その実践からの知恵を地域に還元していただきたい。また、入所前から関わっているセンターや事業所・放デイが母親や家族の話を聴く、一緒に過ごした家族同士がつながり続ける場の継続も提供できるのではないだろうか。
- 在宅生活支援は、ケースによっては障害児通所支援、相談支援と連携することが重要。
- 短期入所は預かり、レスパイトの目的だけでなく、家族関係調整や誤学習による問題行動の改善を目的とした支援が必要なケースもある。わざわざ入所支援の手続きを取らずに宿泊による支援(親子入所も考えられる)ができるとういのではないか。または短期入所の機能に明確に位置づけるなど、有期限有目的での入所施設の柔軟な利用ができるのではないか。

## 5. 障害児入所施設と社会的養護施策との役割について

- 社会的養護施策との連動は必要と考える。入所については、強度行動障害や重度な知的障害など、より専門性が求められている状況に対応できる役割はあると考えます。社会的養護との連動が可能な基礎ベースとより専門性の高い役割との2段階的な取り組みは検討していただきたい。通所支援を利用しているこどもや家庭に社会的養護のこどもも少なくない。

## 6. その他

- 障害という文字は暮らしの場ではバリアを大きくする。「児童発達支援入所施設」に変更していただきたい。
- 入所の運営指針はあるが、児発等のガイドラインと並んで、入所施設のガイドラインの策定や事業者評価・自己評価の実施があっても良いだろう。
- 一時保護期間中の教育機関との連携は、最大限、こどもの生活を崩さない、崩したとしてもフォローの在り方を本人の意思を丁寧に聴く中で進めてほしい。家庭復帰後も学校での居場所が無くなったり、登校できなくなったりすることもあるため、緊急一時保護中であっても、何らかの形での登校支援や居場所支援が必要である。
- 児童相談所が介入するケースに関してはすべて措置にするべきだと考える。障害があり、社会的養護のこどもが増えている実態もある。また、きょうだい児童養護施設と知的障害児入所施設に入所しているこどもが措置と契約に分かれているというケースもあり整理が必要である。
- 災害時の対応については、通所支援と連携して支援することが重要。
- 障害児入所施設や児童発達支援センターの建物はスペースがあり頑丈な建物も多いため、福祉避難所の指定を受けておくことが必要ではないか。入所施設が拠点となる場合、施設内で通所支援事業所が早期に発達支援や放デイ等を再開できる柔軟な仕組みも必要。社会貢献の一環として一定の備品を蓄えておくことも求められる。自家発電装置や井戸などがある施設では、より地域住民の受け入れがスムーズに行われるのではないか。
- 物資輸送や人の派遣など、通所と入所が分離することなく共有できる仕組みも必要
- 一部の県では、障害児入所施設に在籍していると一般高校に通えない取り扱いがあり、全国的な調査と適切な対応をする必要があるのではないか